

## 被保険者・被扶養者のみなさんに同意いただく事項

個人情報保護法では被保険者等の同意が必要になる項目のうち、被保険者等の利益になるものや、事業者側の負担が膨大になり、かつ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的でないものについては、あらかじめ被保険者等が容易に知りうる方法で通知し「黙示の同意」による同意（包括的な同意）を得ておくことでよいことになっています。

当健康保険組合では以下の事項についてはこの趣旨に該当すると判断し、包括的な同意とさせていただきますので、支障のある場合は当健康保険組合にご連絡下さい。

- 1 高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で本人給与に支給すること
- 2 傷病手当金など現金による給付を事業主経由で本人給与に支給すること
- 3 医療費のお知らせを世帯単位でまとめて被保険者に送付すること